

鳴門市分別収集計画

令和7年8月

鳴 門 市

鳴門市分別収集計画

令和7年8月

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、鳴門市クリーンセンターにおいて焼却・溶融処理及び資源化处理を実施するとともに、市民団体による資源回収など市民の協力のもと一般廃棄物の適正処理と資源化を進めている。また、令和5年からは新たな取り組みとして、市が回収した使用済みペットボトルをペットボトルに再生する水平リサイクル「ボトル to ボトル」を推進しているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び鳴門市における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生・排出を抑制し、リサイクルを基本としたごみ処理体系を構築することにより、最終処分量を出来る限り抑えたごみの少ない社会づくりをめざす。
- (2) 市民・事業者・行政等全ての関係者が一体となって、ソフト・ハード両面にわたり環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現をめざす。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 . 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 . 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,092 t	1,115 t	1,111 t	1,107 t	1,099 t

6 . 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）廃棄物減量等推進審議会における連携

廃棄物減量等推進審議会（平成5年7月発足）において、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを進めていくための方策について審議する。

※ 審議会委員定数 20人以内（学識経験者、市内の公共的団体等の代表者などから構成）

（2）集団回収の促進

市民団体による資源ごみの集団回収はリサイクルの手段のみならず、意識啓発においても重要な活動として位置づけていることから、広報等により積極的な促進を図る。

また、回収団体に対して資源ごみの回収量に応じた報奨金の交付や回収袋の提供等によりその活動の支援に取り組む。

（3）周知・啓発の推進

広報紙やテレビ広報、公式ソーシャルメディアを活用してごみの出し方や減量・再資源化の必要性や効果に関する情報を発信することで、分別の徹底を図るとともに本計画に対する市民の理解を得られるように努める。

（4）環境教育・学習の充実

小学4年生の社会科教育におけるごみ問題に関する学習や出前講座等の実施により、ごみの減量化やリサイクル等への知識を深めてもらうとともに意識の向上を図る。

（5）環境学習館における情報提供

鳴門市リサイクルプラザ環境学習館は環境に関する拠点とし、講座開設や体験学習等を通じて本市における一般廃棄物の減量等に関する市民の意識啓発、循環型社会の形成や環境に関する市民の自発的な取り組みを推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス容器	びん（透明）
	茶色のガラス容器	びん（茶）
	その他の色のガラス容器	びん（その他）
主としてダンボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

（法第8条第2項第4号）

別紙参照のこと

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 鳴門市一般廃棄物処理基本計画予測値×直近年度の分別基準適合物等の収集実績割合

※令和6年度実績値の割合をもとに、令和5年3月に策定した鳴門市一般廃棄物処理基本計画の予測値から算出

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	保管段階
缶	スチール	飲料用缶	市による定期収集 (一部委託)	市
	アルミ	スチール缶・アルミ缶	市民団体による集団回収	業者
びん	無色透明ガラス	びん(透明)	市(委託)による拠点回収	市
	茶ガラス	びん(茶)		
	その他ガラス	びん(その他)		
紙	ダンボール	ダンボール	市民団体による集団回収	業者
	その他の紙	雑がみ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市(委託)による拠点回収	市
	その他のプラスチック	プラスチック製容器包装	市による定期収集 (一部委託)	市
			小売店等店頭回収	業者

分別収集は原則として本法に則って平成9年度に開始したびん・ペットボトルの拠点回収体制を活用して行う。

なお、市民団体による集団回収や小売店の店頭回収による分別・資源化が既に定着している品目については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物は、原則として本市のリサイクルプラザに保管する。ただし、集団回収及び店頭回収のルートを活用して分別収集を行う品目については、実務上の利便性などから総合的に判断し、民間業者のストックヤードを保管施設としている。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料用缶	指定の透明袋	塵芥車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん（透明）	ドラム缶	クレーン搭載 トラック	業者
茶色のガラス製容器	びん（茶）			
その他のガラス製容器	びん（その他）			
ダンボール	ダンボール	縛る	任意の車両 (資源回収業者)	
その他の紙製容器包装	雑がみ			
ペットボトル	ペットボトル	ドラム缶	ダンプ車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	指定の透明袋	塵芥車	

(法第8条第2項第4号)

[illegible]